

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	38	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 洪水・雨水出水・高潮浸水想定区域内に位置する地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機） ・特例措置の内容 対象となる設備に係る固定資産税について、最初の5年間、価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする特例措置の適用期限を3年間（令和8年3月31日まで）延長する。 		
関係条文	地方税法附則第15条第29項 地方税法施行規則附則第6条第62項 水防法第15条第1項第4号イ、第15条の2、水防法施行規則第12条		
減収見込額	[初年度] 一 (-) [平年度] 一 (▲1.7)		
	(単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>全国各地で豪雨災害が多発しており、特に地下街等（不特定多数の者が利用する地下街、地下駅、これらと接続しているビルの地下フロア等の地下施設）については、地上よりも浸水速度が速く、また閉鎖的な空間であることから、身体・生命へのリスクが大きい。さらに地下街等は、商業、交通、交流など多様な都市機能・経済活動の場となっており、一旦浸水するとそれらの都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクがあることから、避難確保や浸水防止の取組みが不可欠である。</p> <p>このため、水防法では、浸水想定区域内に位置し市町村地域防災計画に名称や所在地が明記された地下街等に対し避難確保・浸水防止計画の作成を義務づけており、当該計画に基づき、避難確保を図るための取組みだけでなく、浸水そのものの防止を図る取組みを推進することによって、人命を守り、都市機能・経済活動の継続性を確保していく必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>防水板、排水ポンプ等の浸水防止用設備は、平時においては利用されず、初期投資やその後の維持管理コストもかかるため、導入に対して負担感が大きいものであるが、浸水防止効果が高く、上記の政策目的を達成する上で必要不可欠なものであるため、速やかに導入を促す必要がある。したがって、引き続き洪水等に対応した浸水防止用設備の導入を促すために本特例措置を延長する必要がある。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○国土強靭化基本計画（平成30年12月14日閣議決定） 第3章 2 施策ごとの国土強靭化の推進方針（10）国土保全 …洪水・高潮（中略）等の自然災害に対して、（中略）土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。特に、計画規模を上回る、あるいは整備途上で発生する水災害に対しても被害を最小化するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組や、高規格堤防の整備など社会経済の壊滅的被害を回避する取組を推進するとともに、気候変動等の影響も踏まえた治水対策等を進める。</p> <p>○社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定） 第3章第2節 重点目標1 政策パッケージ1－1：気候変動の影響等を踏まえた流域治水等の推進 重点施策：地下空間の避難確保・浸水防止対策の推進</p> <p>○国土交通省政策評価基本計画（令和4年3月） 政策目標IV 水害等災害による被害の軽減 施策目標1.2 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p>
	政策の達成目標	地下空間の避難確保・浸水防止対策の推進のため、市町村地域防災計画に位置づけられたすべての地下街等において、避難確保・浸水防止計画を作成する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等において洪水等に対応した避難確保・浸水防止計画を作成している地下街等の数：971施設（令和7年度）
有効性	政策目標の達成状況	市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等において洪水等に対応した避難確保・浸水防止計画を作成している地下街等の数：885施設（令和4年3月末現在）
	要望の措置の適用見込み	令和5年度～令和7年度における適用数 地下街等の数：51施設
相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	防水板、排水ポンプ等の浸水防止用設備は、浸水防止に大きな効果があり、地下街等の利用者の避難確保に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いにくい性質のものである。これらについて、本特例措置を通じて負担軽減を図ることによって、水防法に基づく民間事業者による浸水防止用設備の設置を促進することができる。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の妥当性	水防法に基づき、地下街等において避難確保・浸水防止のための措置を講ずるよう求めていくにあたっては、当該措置の実効性を高める観点から、浸水防止用設備の設置を促進することが重要であり、これについて費用負担の軽減を図る必要がある。こうした措置を講ずるべき地下街等は全国に広く存在しており、全国一律の税制特例措置によることが適切である。
税負担軽減措置等の適用実績	過去5年間の減収額（適用件数） 平成28年度 1,124千円（8件） 平成29年度 300千円（8件） 平成30年度 222千円（8件） 令和元年度 166千円（7件） 令和2年度 75千円（5件） ※減収額は、「適用実績×固定資産税率（1.4%）」で算出。適用件数は、国土交通省が調査。	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置 ① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用実績（千円）： 平成30年度 15,844 令和元年度 11,863 令和2年度 5,378	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	防水板、排水ポンプ等の浸水防止用設備は、浸水防止に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いにくい性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、水防法に基づく民間事業者による浸水防止用設備の設置を促進する。	
前回要望時の達成目標	①避難確保・浸水防止計画を作成し、浸水防止用設備を設置する必要があると見込まれる地下街等の数（令和2年度 約900 → 令和4年度 約1200（見込み）） ③ 浸水防止用設備を設置した地下街等の数（令和2年度 約900 → 令和4年度 約1200）	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	①避難確保・浸水防止計画を作成し、浸水防止用設備を設置する必要があると見込まれる地下街等の数、及び、②浸水防止用設備を設置した地下街等の数の推移※ 令和元年度末：①931施設/②755施設 令和2年度末：①846施設/②675施設 令和3年度末：①885施設/②706施設 (※毎年、各自治体において対象施設の見直しが行われ、一部の自治体で対象施設が減少することがある。) 公共性の高い地下街や地下鉄では計画の作成が進んでいるが、接続する民間ビル等については各施設管理者間で役割分担や避難経路等の内容の調整が必要であることから、計画の作成に時間を要している	